

国民年金コーナー

～生活を支える方が亡くなったとき遺族基礎年金が支給されます～

国民年金では、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、不慮の事故などで生活を支える方が亡くなった場合には「遺族基礎年金」が支給され、国民の暮らしを守ってくれます。

■支給対象者

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

※遺族年金という子とは、①18歳到達年度末(3月31日)までの子、②20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子に限ります。

■受給要件

- ・老齢基礎年金を受給していた方が亡くなったとき
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき(保険料納付済期間(保険料免除期間含む)が保険料を納付しなければならない期間のうち3分の2以上あること)。

- ・死亡日に65歳未満で、死亡日のある月の前々月までの1年間に未納がないとき(平成38年3月までに死亡日がある場合)。

■年金額と子の加算額

遺族基礎年金は780,100円に子の加算額を加えた額が支給されます。子の加算額は1人につき224,500円(2人目まで)、3人目以降は1人につき74,800円です。

※子が受給する場合の加算額は、2人目以降に子の加算が行われ、前記の加算額を子の人数で除した額となります。

■厚生年金の加入者

遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。受給要件などありますので、詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

☎郡山年金事務所

☎024-932-3434

☎町民生活課

☎72-6933

■遺族基礎年金の支給額

受給者	子の人数	年金額(A)	子の加算額(B)	合計(A+B)
子のある配偶者	1人	78万100円	22万4,500円	100万4,600円
	2人		44万9,000円	122万9,100円
	3人		52万3,800円	130万3,900円
子	1人	78万100円	0円	78万100円
	2人		22万4,500円	100万4,600円
	3人		29万9,300円	107万9,400円